



## 新しい国民健康保険被保険者証を送付します

福生市では、2年に1度、国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新を行っています。  
現在交付している保険証の有効期限は、平成29年9月30日までとなっています。10月1日から  
お使いいただく新しい保険証は、9月中旬から順次、世帯主様宛に「簡易書留郵便」で送付します。

ご不在の場合は、不在票が郵便受けに入りますので、郵便局へ連絡し、必ず受け取るようにしてください。郵便局での保管期間が過ぎたなどの場合は、身分証明書（運転免許証、パスポート等）、印鑑をお持ちのうえ、保険年金課（福生市役所1階5番窓口）までお越しください。

有効期限の過ぎた保険証は、福生市役所保険年金課へご返却いただくか、ご自身で破棄してください。

新しい保険証の有効期間は平成29年10月1日から平成31年9月30日までの2年間です。

### 次の方は有効期限が異なります

#### ●平成31年9月30日までに75歳になる方

保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日までとなります。75歳からは後期高齢者医療制度に加入となり保険証が変わります。新しい保険証は、誕生日前までにご自宅へ郵送します。

#### ●退職者医療制度に該当している方（お持ちの保険証に㊦と表示がある方）

保険証の有効期限は65歳の誕生月の末日（1日が誕生日の方はその前月の末日）までとなります。

退職本人認定の方が65歳となる場合、その世帯に属する被扶養者の方も同様となります。新しい保険証は、有効期限前までにご自宅へ郵送します。

#### ●在留外国人の方

保険証の有効期限は在留カードの有効期限の翌日までとなります。在留カードが更新された場合に新しい保険証を交付します。

## こんなときは手続きを！

### 国民健康保険に加入するとき

- \* 福生市に転入してきたとき
- \* 職場の健康保険をやめたとき（※1）
- \* 職場の健康保険の扶養でなくなったとき（※1）
- \* 子どもが生まれたとき
- \* 生活保護を受けなくなったとき

### 国民健康保険を脱退するとき

- \* 福生市から転出するとき
- \* 職場の健康保険に加入したとき（※2）
- \* 職場の健康保険の扶養になったとき（※2）
- \* 死亡したとき
- \* 生活保護を受け始めたとき

◆お手続きの際は、身分証明書、印鑑、マイナンバーがわかるものをお持ちください。

◆（※1）のときは健康保険資格喪失証明書、（※2）のときは職場の健康保険証（国保をやめる方全員分）等が別途必要です。



# 一 保険税は納期限内に納めましょう

福生市国民健康保険税の納期は年8回です。納期限は右の表のとおりです。

期別	納期限
第1期	平成29年7月31日
第2期	平成29年8月31日
第3期	平成29年10月2日
第4期	平成29年10月31日
第5期	平成29年11月30日
第6期	平成29年12月28日
第7期	平成30年1月31日
第8期	平成30年2月28日

また、保険税を納期限内に納めない場合、次のような措置がとられます。  
(措置がとられても、その間の保険税の納税義務はなりません。)

- 督促が行われます。延滞金などの加算や、給付が差し止められる場合もあります。
- 通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期保険証が交付される場合があります。
- 保険証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付され、医療費をいったん全額負担しなければならない場合があります。

国民健康保険は病気のときの高額な医療費負担などに備えるための相互扶助制度で、保険税はそのための貴重な財源です。

保険税を滞納することは他の納税者に迷惑が掛かるだけでなく、ご自身の不利益にもつながります。必ず納期限内に納付してください。

ただし、事情により納期限内の納付が困難な場合は、ご相談ください。

納め忘れのない、  
口座振替をご利用ください！

「つい」「うっかり」等の納め忘れがないように便利な口座振替をご利用ください。

市役所でお渡ししている口座振替依頼書（ハガキ）を郵送し申し込むか、次の3点をご用意のうえ、取り扱い金融機関で手続きすることができます。

●保険税の納付書 ●通帳 ●通帳の届出印



# 一 受診していますか？健康診査

福生市国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に毎年6月から10月にかけて『特定健康診査』という健康診断を行っています。

## ■特定健康診査の目的

特定健康診査は、生活習慣病（糖尿病・高血圧等）の早期発見、改善を目的とした健診です。お腹まわりや血圧、血糖等の数値をもとに生活習慣病のリスクを判定します。生活習慣病は予防、改善ができるため、健診を受けて発症や重症化を防ごうという目的があります。

## ■リスクありと診断されても大丈夫

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがある方には、「特定保健指導」という生活習慣を見直すための支援事業を無料で行っています。

早期の取り組みが大切です！！案内が来た方は一緒に生活習慣を見直していきましょう。

## ■毎年、継続的に受診しましょう

生活習慣病に罹患し、特定健康診査を受診していない方の医療費が、受診した方に比べて高くなっています。（右ページグラフ参照）

生活習慣病は、早期に対応することで、早期回復や症状進行の緩和が望め、治療費の抑制にもつながります。

カラダの小さな変化を見逃さないためにも、健診は毎年受診しましょう。

## ■職場での健診や人間ドックを受ける方へ

特定健康診査を受診せず、職場での健診や人間ドックを受ける方はその健診結果のコピーをご提出ください。

特定健康診査と同様に生活習慣病のリスクがあると判定された方は、特定保健指導を無料でお受けいただけます。提出に関する詳しい内容は、保健センターにお問い合わせください。

## ■健診結果でカラダのサインに気付きましょう

生活習慣病の怖いところは、症状がかなり進行しないと自覚症状が現れないことです。

自覚症状がなくても検査結果が基準値を上回っていたり異常な数値が出たら、生活習慣を見直したり、かかりつけ医に相談しましょう。

年に1度は特定健診！  
無料で受診できます。

## 特定健康診査のお問い合わせ

福生市保健センターへ  
電話 042-552-0061（直通）

# ジェネリック医薬品を使ってみませんか

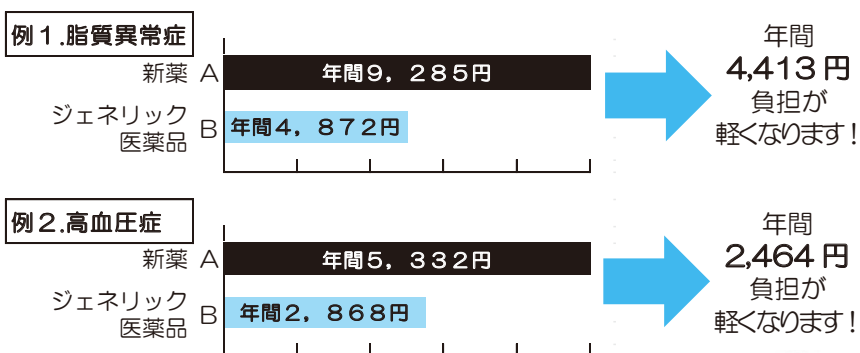
## ◆ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎた後に新薬と有効性や品質・安全性が同等であると国が認めた薬です。開発費を抑えられているため、新薬よりも低価格なので医療費を減らすことができ、家計の負担軽減にもつながります。

## ◆どのくらい安くなるの？

現在お使いのお薬を何か一つジェネリック医薬品に切り替えるだけで、家計の負担を大幅に軽くできる場合もあります。

### 新薬とジェネリック医薬品との差額例



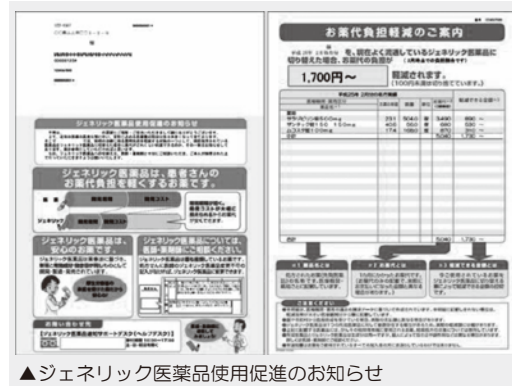
※価格は一例です。また、差額は薬によって異なり、実際に窓口で支払う際には薬代以外の費用が発生します。  
※自己負担3割分として算出しています。



## ◆利用促進のお知らせを送付しています

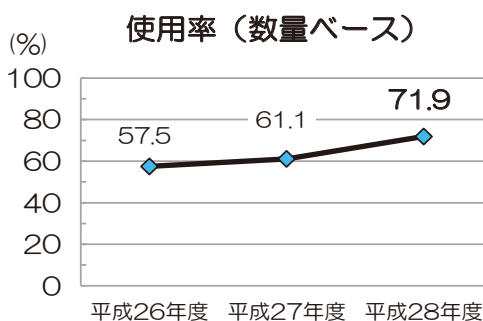
ジェネリック医薬品に切り替えた場合に薬代がどのくらい削減できるのかを対象の方にお知らせしています。

強制するものではありませんが、切替えの目安としてご利用ください。



▲ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

## ◆ジェネリック医薬品の使用率の推移



福生市国保の被保険者の方のジェネリック医薬品使用率は年々増加しています。平成28年度は前年度より大幅に増加し、使用率が7割を超えました。

ジェネリック医薬品の価格や他の薬との飲み合わせ等の切替えに関する詳しい内容については、必ず医師や薬剤師に相談してください。

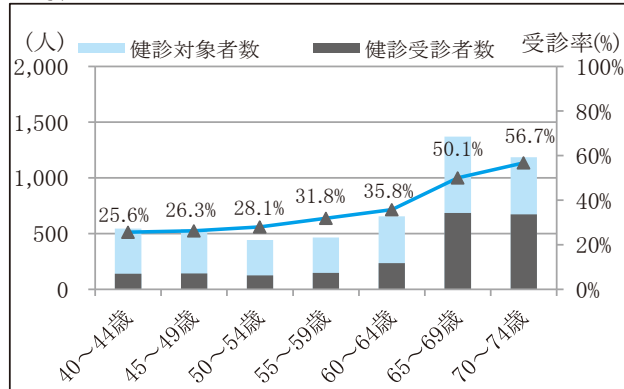


# 医療費等の分析を行っています

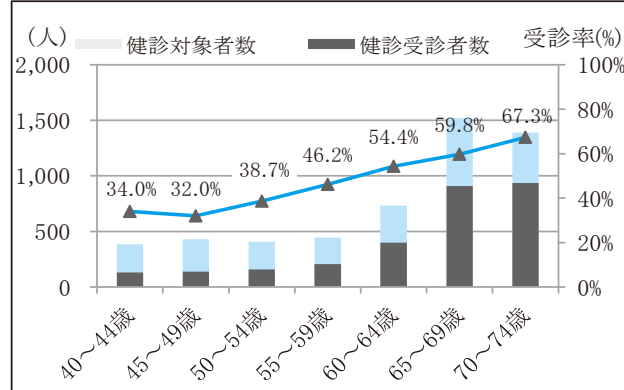
福生市国民健康保険では、被保険者の医療費や疾病の状況を把握し、より適切な保健事業を行うため、様々な角度から医療情報・医療費等の分析を行っています。

## ◆特定健康診査の男女別受診状況

### <男性>



### <女性>

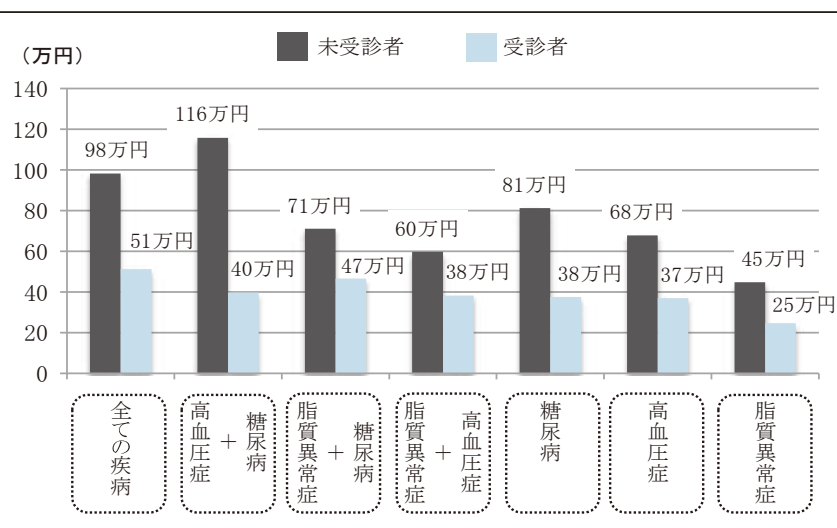


男女とも40・50歳代の方の受診率が低い状況です。生活習慣病は40歳以降に発症のリスクが高まることから、毎年の受診を心掛けましょう。



国保データベース（KDB）システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」（平成28年度累計）より

## ◆生活習慣病患者の特定健康診査受診状況と一人あたりの医療費



平成28年4月～平成29年3月受診分特定健康診査データ・レセプトデータより

特定健康診査の受診者と未受診者を比較すると、生活習慣病の医療費に大きな差がありました。生活習慣病は早期に対応することで症状進行の緩和が望め、医療費の抑制にもつながります。

生活習慣病早期発見のため特定健康診査を受診しましょう！

# — 70 歳以上の方の高額療養費制度が変わります —

**高額療養費制度とは** 病気などで医療機関を受診し、1か月の医療費が高額になった場合、申請により、自己負担限度額を超えた分について払い戻しを受けることができる制度です。

**改正内容** 70歳以上の方の「自己負担限度額」の所得区分と限度額が段階的に変わります。  
70歳未満の方は、変更ありません。

平成 29 年 7 月まで

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位) 【】内は多数回該当※の場合
		現役並み所得者
一般	12,000 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※多数回該当…過去1年間に1つの世帯で支給が3回以上あった場合の4回目以降の限度額

**改正の理由**  
世代間の公平と、負担能力に応じた負担とするための見直しです。  
国保制度の維持のため、ご協力をお願いします。



## 平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月まで

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位) 【】内は多数回該当※の場合
	現役並み所得者	57,600 円
一般	14,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円 【44,400 円】
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

## 平成 30 年 8 月から

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位) 【】内は多数回該当※の場合
	所得 901 万円を超える	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1% 【140,100 円】
所得が 600 万円を超え 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1% 【93,000 円】	
所得が 210 万円を超え 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% 【44,400 円】	
一般	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600 円 【44,400 円】
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

# — 平成 30 年度から国民健康保険制度が変わります —

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

国民健康保険の財政運営の責任主体が市区町村から都道府県に変わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、市区町村とともに制度の安定化を図ります。

## 都道府県と市区町村の役割分担

都道府県の主な役割	市区町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格の管理（被保険者証等の発行）
・ 市区町村ごとの標準保険税率を算定、公表	・ 標準保険税率等を参考に保険税率を決定 ・ 保険税の賦課、徴収
・ 保険給付費等交付金の市区町村への支払	・ 保険給付の決定、支給

Q：各種申請や届出はどうなる？  
A：これまでと同じ様に福生市の窓口で手続きをします。  
(例：住所の異動、療養費の請求、職場の健康保険をやめたときなど)

Q：加入者にとって何が変更になる？  
A：国保加入者の資格管理が都道府県単位になり、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定などが変更となる予定です。

Q：保険税はどうなる？  
A：都道府県が市区町村ごとの標準保険税率を算定し、市区町村に示します。市区町村はそれを参考に保険税率を決定します。  
保険税の納税通知書は福生市から送付します。保険税は福生市へ納めます。

みなさまのご理解とご協力をお願いします